

## 建設工事の入札金額見積内訳書の取扱い

### 1. 変更時期

令和8年4月1日以降に告示又は指名通知等を行う工事案件から変更

### 2. 変更事項

従前の「入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）」に、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費の各項目を追加する。

### 3. 市の対応について

落札候補者から提出された内訳書に係る市の確認等については、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき実施するものとする。

### 4. 労務費ダンピング調査について

- ・市は落札候補者から提出された内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上になっているかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。調査対象は、落札候補者のみで、開札後速やかに行う。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

※「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

一定水準＝当該工事の直接工事費の発注者設計金額×係数

- ・合理的な回答が確認できなかった場合、発注者は（様式2）で注意喚起を行った上で建設Gメンへの通報を行う。なお、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。

令和 年 月 日

(宛先)  
所沢市長

(落札候補者)  
住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

理 由 書

□□□□工事について、当該直接工事費（労務費）が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。